

令和7年12月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記

令和7年(ネ)第3097号 損害賠償請求控訴、各同附帯控訴事件(原審・水戸地方裁判所令和3年(ワ)第518号)

口頭弁論の終結の日 令和7年9月17日

判 決

水戸市笠原町978番6

控訴人兼附帯被控訴人(原審原告) 茨 城 県

(以下「原告」という。)

同代表者茨城県公営企業管理者企業局長 稲 見 真 二

同訴訟代理人弁護士 植 崎 明 夫

同 田 中 道 夫

同 鈴 木 翔 太

同 指 定 代 理 人 深 谷 真 弘

同 大 津 賢 一

東京都足立区中央本町一丁目2番11号

被控訴人兼附帯控訴人(原審被告) 本町化学工業株式会社

(以下「被告本町化学」という。)

同代表者代表取締役 小 田 利 明

同訴訟代理人弁護士 高 橋 善 樹

同 堀 越 友 香

同 木 村 俊 太 郎

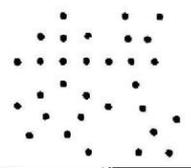
同 木 村 瑠 志

広島県世羅郡世羅町大字本郷954番地の1

被控訴人(原審被告) セラケム株式会社

(以下「被告セラケム」という。)

同代表者代表取締役 小 島 芳 勝



同訴訟代理人弁護士

渡 部 惇

同

田 中 秀 一

同

片 桐 瑞 穂

岡山県倉敷市酒津1621番地

被控訴人兼附帯控訴人（原審被告） 株式会社クラレ

（以下「被告クラレ」といい、被告本町化学及び被告セラケムと併せて「被告ら」という。）

同代表者代表取締役

川 原 仁

同訴訟代理人弁護士

内 田 清 人

同

中 村 竜 一

同

澤 田 孝 悠

同

小 原 啓

同

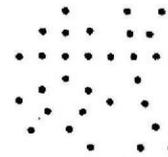
村 松 裕 介

主 文

- 1 本件控訴及び本件各附帯控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して、1億0734万6922円及びうち2399万4272円に対する平成27年5月29日から、うち8129万7618円に対する平成28年5月25日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第一、二審を通じてこれを5分し、その3を原告の負担とし、その2を被告らの連帯負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

（上記の略称以外の略称は原判決の例による。）



第1 控訴の趣旨

1 原告による控訴

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 被告らは、原告に対し、連帯して、2億6810万6896円及びうち1億2334万6401円に対する平成27年5月29日から、うち1億3960万4039円に対する平成28年5月25日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告本町化学による附帯控訴

- (1) 原判決中、被告本町化学の敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記部分につき、原告の請求をいずれも棄却する。

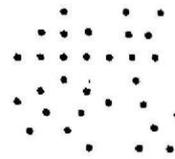
3 被告クラレによる附帯控訴

- (1) 原判決中、被告クラレの敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記部分につき、原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

- (1) 本件は、地方公共団体である原告が、県内の鹿島浄水場（本件浄水場）で使用する活性炭の再生業務について実施した平成26年度及び平成27年度の2回の一般競争入札（本件各入札）において、被告らを含む原判決別紙業者一覧記載の16の活性炭供給事業者（16社）が、事前に再生業務の供給予定者及び入札価格を調整する談合行為をし、原告は、かかる談合行為がなければ形成されたであろう落札価格（想定落札価格）と現実の落札価格（現実落札価格）との差額分につき損害を被ったなどと主張して、被告らに対し、共同不法行為に基づき、損害金合計2億6810万6896円（①平成26年度分：損害金元本1億1213万6401円、弁護士費用1121万円、損害金元本に対する不法行為の日である業務委託費の支払日から平成27年5月28日までの確定遅延損害金244万3953円。②平成27年度分：損害金元本1億26



91万4039円、弁護士費用1269万円、損害金元本に対する不法行為の日である業務委託費の支払日から平成28年5月24日までの確定遅延損害金271万2503円。)及びうち各年度の損害金元本と弁護士費用の合計額に対する、平成26年度分については平成27年5月29日から、平成27年度分については平成28年5月25日から、各支払済みまで、民法(平成29年度法律第44号による改正前のもの)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

(2) 原判決は、①被告本町化学及び被告クラレは、本件各入札につき、原告に対して共同不法行為責任を負うが、被告セラケムは同責任を負うとは認められないとし、②本件各入札による原告の損害については、本件各入札の想定落札価格を1170万円(平成29年度から令和2年度までの入札のうち最も高い平成30年度及び平成31年度の落札価格)と認めるのが相当であるとして、前記の請求のうち、被告本町化学及び被告クラレに対して以下の各金員の支払を求める限度で認容し、その余の請求(被告セラケムについては請求の全部)を棄却した。

ア 損害金元本合計5346万0001円

平成26年度分:2376万円

平成27年度分:2970万0001円

イ 弁護士費用合計534万円

平成26年度分:237万円

平成27年度分:297万円

ウ 確定遅延損害金合計115万2599円

平成26年度分:51万7832円

平成27年度分:63万4767円

エ 遅延損害金

平成26年度分の損害金元本及び弁護士費用合計2613万円に対する

平成27年5月29日から、平成27年度分の損害金元本及び弁護士費用の合計3267万0001円に対する平成28年5月25日から、各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金。

(3) これに対し、原告が敗訴部分の取消しを求めて控訴し、被告本町化学及び被告クラレが、それぞれの敗訴部分の取消しを求めて附帯控訴した。

2 本件の前提事実及び争点は、後記3のとおり、当審における当事者の主張の要旨を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2（事案の概要）の1（前提事実）及び2（争点）に記載のとおりであるので、これを引用する。

3 当審における当事者の主張の要旨

(1) 被告セラケムの不法行為の成否

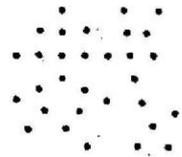
（原告の主張の要旨）

ア 以下の各事情を考慮すると、被告セラケムは、平成26年度入札及び平成27年度入札（本件各入札）において、供給予定者を事前に決定し、その窓口業者（メーカーが自社の代理店として入札に参加させる販売業者）の入札予定価格を決め、その他の業者はその入札予定価格よりも高い協力価格を窓口業者に提示させる旨の16社間の合意（本件基本合意）に基づき、窓口業者に対して協力価格を伝達していたものである。

(7) 各年度につき、被告セラケムの窓口業者として、同じ4社が協力価格で入札しているところ、被告本町化学が上記4社に対して直接協力価格を伝達したものとは考え難い。

(イ) 被告本町化学は、各年度の入札にあたり、同社の担当者である■が、被告クラレ以外の活性炭メーカーの担当者に対して協力価格を伝えた旨を主張している（被告本町化学の準備書面(2)5頁及び6頁）。

(ウ) 被告セラケムの担当者は、供述調書（甲17の1）において、自社が供給予定者となった平成27年度の県南（霞ヶ浦）浄水場の入札について述べる中で、他の浄水場については、被告本町化学の指示を受けて、窓口業



者に対する協力価格の伝達をした旨を述べている。上記他の浄水場には、近接する本件浄水場が含まれるものと解するのが自然である。

5 (エ) 本件基本合意に基づく個別調整行為（各入札案件に係る供給予定者及びその入札予定価格や協力価格の事前調整）においては、活性炭メーカー同士の接触は禁じられていた。その中で、上記窓口業者4社は、被告セラケムが発行した契約先・代理店証明書を添付して、原告に対して入札資格確認申請書を提出しているのものであって、被告セラケムの個別調整行為への関与がないまま契約先・代理店証明書が発行されるものとは考え難い。仮に協力価格の伝達をしていないとしても、上記窓口業者4社の入札参加につき、被告セラケムは不法行為責任を免れない。

10 イ 筑宝産業が落札した平成26年度契約及び平成27年度契約に係る業務については、いずれも、粒状活性炭の再生業務につき被告セラケムが、新炭の補充につき被告クラレが、それぞれ下請けしている。筑宝産業の入札価格の決定にあたり、事前に被告セラケム及び被告クラレとの調整が行われたことは明らかであり、この点でも被告セラケムが個別調整行為に関与したものというべきである。

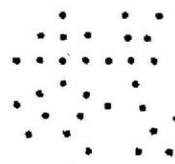
15 (被告セラケムの主張の要旨)

原告の主張はいずれも否認する。

20 以下のとおり、被告セラケムが本件各入札に係る個別調整行為（本件個別調整行為）に関与していたことを認めるに足りる証拠はない。

被告セラケムの担当者の供述調書（甲17）は、いずれも本件浄水場については触れていない。

25 メーカーから窓口業者に対する契約先・代理店証明書の交付は、当該メーカーが落札した場合の製品の供給を約束するものに過ぎない。供給予定者以外のメーカーの窓口業者への協力価格の連絡は、被告本町化学から直接窓口業者に対して行われる可能性がある以上、本件各入札に係る供給予定者では



なかった被告セラケムの個別調整行為への関与を裏付けるものではない。

また、平成26年度及び平成27年度においては、茨城県内に所在する自らの工場又は委託先工場で再生処理業務を行うという入札条件があったが、被告セラケム以外にも茨城県内に再生工場を有する活性炭メーカーは存在したから、筑宝産業から被告セラケムが再生業務の下請けをすることが筑宝産業の入札前から決まっていたか否か経緯は不明であって、筑宝産業から被告セラケムが再生業務の一部を請け負ったことは、被告セラケムの本件個別調整行為への関与を裏付けるものではない。

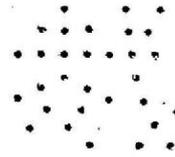
(2) 被告クラレの不法行為の成否

(原告の主張の要旨)

被告クラレは、本件各入札につき、被告本町化学の活性炭営業担当者との受注調整を経て被告クラレが供給予定者に決定し、上記担当者から他の入札参加者に対して協力価格が伝達された事実を概ね認めている。加えて、被告本町化学(甲16の2)及び被告クラレ(甲18の2)の各担当者は、平成26年度から平成28年度までの入札談合の仕組みにつき、供給予定者の決定や協力価格の決定・連絡等につき供述している。窓口業者は、15社(16社のうち被告本町化学を除く15社)の代理店として、供給予定者の入札予定価格又は協力価格の連絡を受けて初めて入札額を決定できること等を考慮すれば、本件浄水場について、被告クラレを含む個別調整行為が行われたことは明らかである。

(被告クラレの主張の要旨)

原告は、被告クラレの不法行為につき、本件各入札について、被告クラレを含む活性炭供給事業者らが本件基本合意に基づいて個別調整行為を行ったことに加え、入札に参加した全窓口業者による応札行為が、上記調整行為を受けて行われたものであることを主張立証する必要があるが、原判決は、後者につき、具体的な伝達方法等を認定しないまま、前者の存在自体から後者を推認しており、不当である。



(3) 原告の損害額

(原告の主張の要旨)

ア 原告は、原審において、本件各入札の想定落札価格について、平成29年度から令和2年度までの落札価格の平均をもって推認するのが相当であると主張したが、上記各落札価格に加えて、平成28年度入札の落札価格（456万7000円）も想定落札価格の算定につき考慮すべきである（なお、落札価格については、各年度の入札に係る落札価格を単に「〇〇年度の落札価格」ということがある。）。同年度の入札においては、平成27年10月に本件基本合意から離脱した被告セラケムがアウトサイダーとして入札に参加したため、不完全ながらも競争が存在したからである。

イ 平成30年度入札及び平成31年度入札において落札価格が高額になったのは、特殊な事情（入札に参加したメーカーが被告セラケムを含む2社のみであったこと）により競争価格による入札がされなかったからである。令和2年度以降の落札価格は概ね約400万円から700万円の範囲で推移していることも考慮すると、想定落札価格は、平成28年度から令和2年度までの落札価格の平均（700万0200円）とすべきである。

(被告本町化学の主張の要旨)

ア 想定落札価格の算定について、談合行為終了後の落札価格を考慮することは不相当である。本件は、鶴岡灯油訴訟最高裁判決（最高裁平成元年12月8日第二小法廷判決・民集43巻11号1259頁）の事案（一般の商品市場において消費者に供給される石油製品に係る価格協定）と比較して、①被害者が自治体であり、価格形成に自ら関与できること、②取引が年度ごとの入札（連続性のない取引）であって、参加者の見通し・思惑等の個別の諸事情の影響を受けて価格が形成されること等の相違がある。上記最高裁判決の事案においては、違反行為の直前の価格を考慮することに関連性があるとしても、本件について、談合行為終了後の落札価格を想定落札価格の算定につ

き考慮することには合理的な理由がない。

イ 本件の損害については、民訴法248条により控えめな算定を行うか、談合行為終了後の各年度における落札価格と予定価格の比較（前者を後者で除した落札率。ただし、極端に低い平成29年度及び令和2年度の落札率を除外する必要がある。そうすると、平成30年度及び平成31年度の落札率の平均である79.95%をもって想定落札率とすることが相当である。）により、上記①②等の価格形成要因を考慮すべきである。

（被告らに共通する主張の要旨）

平成28年度及び平成29年度の落札価格が従前に比して大幅に下落した要因としては、再生工場の稼働及び活性炭の輸送に要する重油の価格の大幅な下落がある。重油価格と本件における落札価格との間には密接な相関関係がある（乙D1）。

また、現実に存在しない想定落札価格の認定は謙抑的にされるべきである。

（被告セラケムの主張の要旨）

平成28年度の落札価格は、本件基本合意から離脱した被告セラケムと、本件基本合意参加者との過度の競争の結果であり、また、平成29年度の落札価格は、公正取引委員会による立入検査の実施後に、なお談合を継続しているとの疑いを避けるために萎縮効果が働き、本来よりも相当低い価格で入札が行われた結果と考えられる。これらの落札価格は、想定落札価格の算定につき考慮すべきではない。

平成30年度及び平成31年度の入札に当たり、原告が設定した予定価格は、落札価格（1170万円）を上回っていた。これは、平成29年の公正取引委員会の立入検査を契機に談合が終了した後に原告自身が窓口業者の見積等を経て自ら設定した価格であり、上記落札価格は公正な競争の結果得られた相当な価格である。

令和2年度以降の入札に当たっては、再生工場の所在地を茨城県内に限定す

る入札資格が撤廃され、入札に参加することが可能な事業者が増えて価格競争が激化したため、それ以前とは、価格形成の前提となる経済条件等が大きく異なる。令和2年度以降の落札価格は、想定落札価格の算定に当たり考慮すべきではない。

5 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、原判決とは異なり、①本件各入札につき、被告本町化学及び被告クラレだけでなく、被告セラケムも、原告に対し、共同不法行為者として連帯して不法行為責任を負うものと認め、②被告らの共同不法行為による原告の損害額は、想定落札価格と現実落札価格との差額を基準として算定すべきであるところ、
- 10 想定落札価格（1池当たりの単価）については、令和26年度入札につき1179万円、令和27年度入札につき984万円と認めるのが相当であると判断する。

その理由は、後記2のとおり原判決を補正し、後記3のとおり当審における当事者の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3（当裁判所の判断）に記載のとおりである。

15 2 原判決の補正

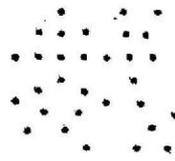
- (1) 原判決17頁20行目から19頁末尾まで（原判決「事実及び理由」欄の第3（当裁判所の判断）の1(2)イ）を次のとおり改める。

「イ 被告セラケムの不法行為責任について

(ア) 前提事実(4)及び証拠（甲4、6、55、56）によれば、被告セラケムは、本件各入札に先立ち、筑宝産業を含む同一の5社に対し、契約先・代理店証明書を交付し、上記5社は、これを添付資料として原告に対して入札資格の確認を申請し、本件各入札に参加したものと認められる。

前提事実(3)及び前記(1)ア及びウによれば、上記5社のうち筑宝産業は、供給予定者とされた被告クラレの窓口業者として本件各入札に参加しており、当該入札により落札したものであり、筑宝産業以外の4社は、

25 本件各入札につき、被告本町化学が指定した協力価格の伝達を受けて入



札に参加したものと推認される。

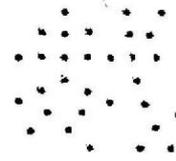
5 (イ) 窓口業者に対する協力価格の一般的な伝達方法について、①被告本町化学の担当者は、入札に参加する旨を直接伝えてきた窓口業者に対しては直接伝達し、それ以外の窓口業者に対しては活性炭メーカーを経由して伝達した旨を述べ（甲16の2・17頁、18頁）、②被告セラケムの担当者は、ほとんどの場合、入札の直前に被告本町化学の担当者から協力価格を指示され、これを窓口業者への伝達の依頼として理解した旨を述べている（甲17の1・22頁、23頁）。

10 この点、前記(1)ア及びウによれば、本件基本合意に基づく個別調整は、被告本町化学が主導して15社の間で行われ、各担当者の陳述（甲16ないし18）を通覧しても、窓口業者による主体的な営業活動の形跡等は窺われない。前記②の陳述も踏まえると、窓口業者が被告本町化学と直接連絡を取る事態はむしろ例外的なものと推認される。

15 また、上記の直接の連絡は、当該窓口業者において、対応するメーカー（本件の場合被告セラケム）が認識しない状態で（いわば頭越しに）行われる場合と、その了解を得て行われる場合とに分類され得る。前者の場合には、当該メーカーを経由した伝達が不要となるとはいえないし、後者の場合には、窓口業者に対して直接協力価格が伝達されたとしても、当該メーカー経由の伝達の代替手段として位置づけられるものといえる。

20 以上を考慮すると、本件各入札に関して、前記(ア)の筑宝産業以外の4社全てに対し、被告セラケムの関与なく、被告本町化学から直接協力価格が伝達されたものとは考え難く、本件各入札のいずれについても、上記伝達の大部分について、被告本町化学から被告セラケムを経由して行われたものと推認するのが相当である。

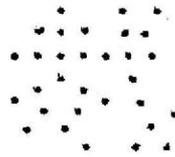
25 (ウ) 前提事実(4)及び証拠(甲12)によれば、筑宝産業は、本件各入札で



5
10
落札した業務のうち、粒状活性炭の再生業務を被告セラケムに対して業務委託（再委託）したものと認められる。本件各入札については、再生工場の所在地を茨城県内に限定する入札資格が存在し（甲28）、落札する窓口業者（本件各入札では筑宝産業）及び供給予定者である活性炭メーカー（被告クラレ）は、入札前に県内の再生工場を確保する必要があったものと推認される。県内に再生工場を有する被告セラケムが、筑宝産業につき契約先・代理店証明書を発行する一方で、上記の確保につき筑宝産業又は被告クラレとの協議を経していないとはおよそ考え難く、本件各入札に先立ち、既に被告セラケムへの再委託は予定されていたものと推認するのが相当である。

15
20
また、前記アのとおり、被告本町化学及び被告クラレは、本件各入札に先立ち、本件基本合意に基づき、供給予定者を被告クラレとした上で、筑宝産業の入札予定価格を決めていたものと認められるところ、被告本町化学の担当者は、一般的な入札予定価格の決定プロセスについて、供給予定者であるメーカーとの間で、当該メーカー及びその窓口業者のマージンにつき相談していた旨を述べている（甲16の2・15頁）。そうすると、本件各入札については、供給予定者（被告クラレ）が自ら及び窓口業者（筑宝産業）のマージンを見積り、入札予定価格につき被告本町化学と調整するに当たっては、被告セラケムへの再委託の単価についても考慮する必要があると考えられるところ、被告セラケムは、直接又は（被告クラレとの協議を通じて）間接に、上記の入札予定価格の決定プロセスに参加していた可能性が高く、少なくとも、本件各入札につき、筑宝産業が落札し、自らが再委託を受ける予定を認識していたものと推認するのが相当である。

25
(エ) 以上によれば、本件各入札について、被告セラケムは、筑宝産業の落札後に自らが再委託を受ける予定を認識しつつ、窓口業者（上記4社）



に対し、被告本町化学が設定した協力価格を伝達することにより、前記
アの被告本町化学及び被告クラレによる本件基本合意に基づく本件個
別調整行為に協力したものと認められ、このような被告セラケムの行為
は、原告との関係で、共同不法行為に該当するものというべきである。」

5 (2) 原判決21頁11行目の「被告本町化学及び被告クラレ」を「被告ら」に改
める。

(3) 原判決22頁7行目から27頁11行目まで（原判決「事実及び理由」欄の
第3（当裁判所の判断）の2(2)から3まで）を以下のとおり改める。

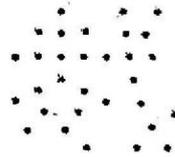
「(2) 本件各入札の想定落札価格

10 ア 前提

まず、本件各入札は、本件浄水場で使用する活性炭の継続的な再生・
供給に関するものであり、証拠（甲9、10、28、乙C4ないし10）
及び弁論の全趣旨に照らしても、各年度を通じて、原告の委託する業務
内容には基本的に変更がないものと認められる。この点で、想定落札価
格の検討に当たっては、本件各入札の以前又は以後において、本件浄水
場について、公正で自由な競争により形成された落札価格があれば、こ
れと本件各入札における現実落札価格を直接比較した上で、価格形成の
前提となる経済的要因の変動の有無等につき検討することが可能とな
るものと考えられる。

20 イ 直前価格について

証拠（甲16の6・10頁、11頁）によれば、本件基本合意と同様
の入札談合の枠組みが開始した時期を特定することはできないが、遅く
とも平成19年頃までには開始していたことが認められる。したがって、
本件各入札以前に公正かつ自由な競争により価格形成がされた時点
を特定できないことに帰し、直前価格はもとより、本件各入札以前の落札
価格を基礎として想定落札価格を検討することは相当ではない。



ウ 平成28年度以降の価格について

これに対し、①平成29年度以降の入札については、前提事実(6)記載の公正取引委員会による立入検査以降の経緯に照らして、また、②平成28年度の入札についても、認定事実(1)イのとおり、被告セラケムが平成27年10月に本件基本合意から離脱した上で、本件基本合意に残留した活性炭メーカーとの間で価格競争が行われたものと認められること(弁論の全趣旨)に照らして、いずれも、公正かつ自由な競争により価格が形成されたものと認められる(競争の内容等に関する当事者の主張については後記オで述べる。)

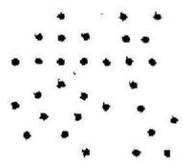
ただし、令和2年度以降、再生工場の所在地を茨城県内に限定する入札資格の制限が撤廃され(甲28、乙C4ないし13)、価格競争の前提に有意な変更があったものと認められるから、同年度以降の落札価格については、想定落札価格の検討において考慮することは相当ではない。

以上によれば、本件各入札における想定落札価格の検討においては、本件浄水場における平成28年度から令和元年度までの落札価格が最善の資料となるものと考えられる。以下において、本件各入札及び上記期間の落札価格の推移を示し、併せて、対応する各入札に先立ち原告が設定した予定価格を示しておく(甲8、15及び弁論の全趣旨。単位は1万円。1万円以下切り捨て)。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
落札価格	1,280	1,295	456	310	1,170	1,170
予定価格	1,385	1,579	1,609	859	1,460	1,467

エ 価格変動について1(経済的要因)

上記ウのとおり、本件浄水場に係る落札価格は、平成28年度に顕著



に下落し、平成30年度に顕著に上昇している。この点につき、当事者双方が、経済的要因及び競争に関する事情を主張するので、まず、前者につき検討する。

(ア) 活性炭の輸入価格について

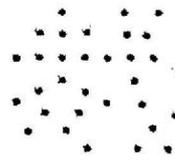
被告らは、中国産活性炭の輸入価格と落札価格の関連性につき主張する。

しかしながら、証拠（甲28）によれば、本件各入札の対象である粒状活性炭再生業務は、使用済み活性炭の再生と新炭の補充により構成され、前者により9割以上の活性炭が再生されるものと認められ、上記輸入価格の変動が落札価格に及ぼす影響は限定的なものと考えられる。また、被告本町化学の主張を前提としても、中国産の活性炭の輸入価格の平均単価は、前年度比で平成29年度に約6パーセント、平成30年度に約13パーセント上昇しているにとどまり、平成30年度入札の落札価格の顕著な上昇を説明するものとはいえない。

以上によれば、上記輸入価格の変動については、後記(イ)の重油価格の変動の影響を超えて、想定落札価格の検討に当たり考慮すべき事情とはいえない。

(イ) 重油価格（燃料価格）

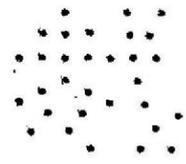
被告らは、重油価格（燃料価格）と本件浄水場に係る落札価格の相関関係につき主張するところ、証拠（甲29ないし31、乙D1）によれば、平成26年度から令和2年度にかけて、両価格の変動は全体として概ね軌を一にしているものと認められる。粒状活性炭の再生業務において、使用済み活性炭の再生のほか、新炭を含む活性炭の輸送にも燃料を使用することを考慮すれば、重油価格（燃料価格）の変動は、落札者のコストを通じて落札価格に影響を与える要因となるものと考えられる。



ただし、上記各証拠によれば、本件浄水場を含む茨城県内の各浄水場における落札価格の変動を重油価格（燃料価格）の変動と比較すると、平成28年3月から平成30年11月にかけて重油価格が大幅に上昇する一方（甲29）で、落札価格については、①霞ヶ浦浄水場においては平成29年度に上昇した後平成30年度に下落し、②本件浄水場においては平成30年度に上昇し、③他の浄水場においては平成31年度に上昇する（甲30、31）など、その状況はまちまちである。また、平成26年7月から平成28年3月にかけて重油価格が下落し（甲29）、これは、各浄水場における平成28年度の落札価格の急落と概ね軌を一にしているものと認められるが、上記急落の原因としては、被告セラケムの本件基本合意からの離脱（前記1(1)イ）により競争の状況が変化した可能性も考慮する必要がある。

また、上記各証拠を前提としても、平成27年度入札（同年3月）については、平成26年度の後半から既に重油価格が急落（1リットル当たり100円前後から60円台後半ばまで）しているにもかかわらず、全ての浄水場において落札価格には反映されておらず、むしろ前年度から微増していることが認められる（甲29、30）。市場における重油価格の変動が落札者のコストに反映するまでに一定のタイムラグがあることを考慮しても、平成27年度入札に係る業務は平成28年3月までの1年間継続するものであり、そのコストに全く反映しないことは不自然といわざるを得ず、本件基本合意に基づく談合の影響が窺われるものというほかない。

さらに、重油価格と落札価格の相関関係を前提としても、本件基本合意は、談合を通じて、重油価格の上昇を落札価格に反映させる一方でその下落の影響を緩和し、落札者に有利に落札価格を調整する機能を果たしていた可能性が否定できない。



5 以上を考慮すると、重油価格の変動は、本件浄水場における落札価格と一定の相関関係にあるものと認められ、想定落札価格の検討に当たり考慮すべき事情ではあるものの、平成28年度から令和元年度までの落札価格を基礎として想定落札価格を推認することを否定する事情とはいえない。

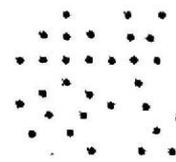
オ 価格変動について2（競争の状況）

10 被告セラケムは、平成28年度及び平成29年度の落札価格の急落につき、自らの本件基本合意からの離脱による過度の競争（平成28年度）、ないし公正取引委員会の立入検査等を原因とする業者間の萎縮（平成29年度）の結果である旨を主張する。一方で、原告の主張中には、平成30年度及び令和元年度の落札価格の急騰につき、競争の不存在につき示唆する部分がある。

15 しかしながら、前記エで述べたところによれば、上記の急落ないし急騰については、重油価格との相関関係により相当の部分が説明可能であり、その変動自体が不合理なものとはいえない。

20 証拠（甲1）によれば、本件浄水場に係る入札は、茨城県の内外を含む多数の浄水場につき、定期的に行われる入札の一部と認められるところ、年度ごとに各浄水場における価格競争の状況（入札者の数等）が変化し、これにより落札価格が変動することは当然にあり得るものと考えられ、このような変動自体は、公正で自由な競争の結果というほかない。この意味で、具体的な根拠がない限り、特定の年度の落札価格につき競争の内容ないし程度等を検討することは困難であり、平成28年度から令和元年度までの各落札価格は、想定落札価格の検討に当たり、基本的に等価値のものとして考慮することが相当である。

25 他方、以上のように、年度ごとに各浄水場における価格競争の状況の変化により落札価格が変動することからすると、各年度における落札価



格は、入札時点における競争の状況に応じた個別性(偶然性)の高いものといえる。本件浄水場に係る落札価格(のみ)を検討の対象とすることにより、現実の落札価格を直接比較することが可能となる(前記ア)反面、比較対象となるサンプルは平成28年度から令和元年度までの4例に限定されることを考慮すると、想定落札価格については、上記の個別性を考慮して謙抑的に認定する必要があるものといえる。

カ 以上で検討した結果を整理すると、以下のとおりである。

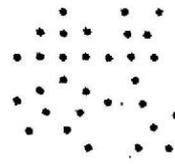
(ア) 本件浄水場における平成28年度から令和元年度までの落札価格は、発注に係る業務内容や入札資格の同一性等に照らし、本件各入札における現実落札価格と直接比較することが可能であり、公正かつ自由な競争により形成された価格として、最善の資料というべきである(前記アないしウ)。

(イ) 平成26年度から令和元年度までの落札価格の変動については、重油価格の変動との間に一定の相関関係が認められ、想定落札価格の検討に当たり考慮すべきである。しかしながら、平成28年度から令和元年度までの落札価格を基礎として想定落札価格を推認することを否定するものではなく、特に、令和27年度の落札価格については直前の重油価格の下落の影響が反映されていないことを考慮する必要がある。(前記エ)

(ウ) 平成28年度から令和元年度までの落札価格につき、各年度の競争の状況等を考慮することは困難であり、各年度の落札価格は、基本的に等価値のものとして評価すべきである。ただし、落札価格の個別性を考慮した謙抑的な認定が必要となる(前記オ)。

キ 想定落札価格の認定

以上を考慮すると、本件各入札における想定落札価格については、以下のとおり認定することが相当である。



(7) 考え方

まず、平成28年度から令和元年度までの落札価格の平均値を算出する(776万7750円となる。)

その上で、平成26年度入札の落札価格(1280万円)及び平成27年度入札の落札価格(1295万円)と上記平均値をそれぞれ比較し、重油価格の変動の影響等を考慮した上で、想定落札価格を認定する。

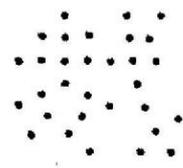
(イ) 平成26年度入札の想定落札価格

前記エ(イ)のとおり、重油価格と落札価格の間には一般的には一定の相関関係があるものと認められるが、本件基本合意は、これを前提としてもなお、落札者に有利に落札価格を調整する機能を有するものと考えられ、上記相関関係の程度を正確に認定することは困難である。なお、重油価格が下落したのは平成26年7月からであることから、平成26年度入札の時点では、重油価格の下落が入札価格に反映されていなかったとしても不合理ではない。

また、想定落札価格はそもそも現実には存在しない価格であり、その認定に一定の謙抑性が求められることも考慮すると、平成26年度の想定落札価格は、1179万円(前記(7)の平均値に1、平成26年度の現実落札価格に4を乗じて加重平均した額の近似値)と認めるのが相当である。

(ロ) 平成27年度の想定落札価格

前記エ(イ)のとおり、平成27年度の現実落札価格については、直前の重油価格の下落が反映されておらず、重油価格の変動の影響は限定的というべきであり、本件基本合意に基づく談合の影響が窺われる。これに、前記(イ)と同様に謙抑性の要素を考慮すると、平成27年度の想定落札価格は、984万円(前記(7)の平均値に3、平成27年度



の落札価格に2を乗じて加重平均した額の近似値)と認めるのが相当である。

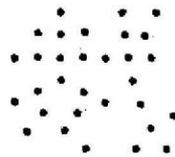
ク 被告本町化学の主張について

以上の判示に関し、被告本町化学は、要旨、①本件と前記鶴岡灯油訴訟最高裁判決との事案の相違を前提として、②本件において、直前価格又は平成28年度以降の落札価格に基づき想定落札価格を認定することの不当を主張し、③これに代わる認定の基準として落札率(落札価格を予定価格で除した比率)を採用すべきである旨を主張する。

しかしながら、前記鶴岡灯油訴訟最高裁判決と本件には、供給者側の協議(価格協定又は談合)による価格の決定という根本的な共通点があり、直前価格による算定が不可能な場合に、公正で自由な競争により形成された価格を資料として想定落札価格を検討することを妨げる理由や、当該価格が直前価格であるか、談合の影響が終了した後の価格(平成28年度以降の落札価格)であるかにより判断を異にする理由は認められない。

被告本町化学の主張する相違のうち、原告による価格形成への関与については、本件各入札において予定価格が入札参加者に開示されていたものとは認められず(県南浄水場につき甲17の1・17頁)、価格形成につき原告が直接関与していたものとはいえない。また、本件基本合意に基づく談合が長期間にわたり、広範な関係者が関与して継続したことを考慮すると、本件各入札の時点では、それまでの実績が考慮されることによって、予定価格にもこれまでの談合の結果が反映している可能性も否定できない。加えて、前記アのとおり、本件においては本件各入札の落札価格と平成28年度以降の落札価格を直接比較することが可能であり、この点でも落札率を用いる合理的な理由はない。

一方で、被告本町化学の主張する相違点のうち、落札価格の個別性・



非連続性に関する部分については、前記オで述べた謙抑的な認定を前提とすると、上記の判示を左右するものとはいえない。

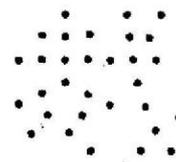
(3) 損害額の算定

5 ア 以上を前提に原告の損害額を計算するに、本件各入札における原告の損害割合（現実落札価格に占める想定落札価格と現実落札価格との差額分の割合）は、別紙「損害額元本（控訴審・認定）」中の「損害割合」欄記載のとおりである。そして、原告が、平成26年度契約及び平成27年度契約に基づき支出した業務委託費の総額に、上記損害割合を乗じた額は、同別紙中「損害額」欄記載のとおりであり、かかる金額が、原告の損害金元本と認められる。

10 イ また、原告が、平成26年度契約及び平成27年度契約に基づき支出した個別の業務委託費に、それぞれ上記損害割合を乗じた額は、別紙「支払一覧（認定・控訴審）」中の「認容額（円）」欄記載のとおりである。そして、かかる金額について、各支払日（不法行為の日）から、別紙「確定損害金（認定・控訴審）」中の「終期」欄記載の日までに発生した確定遅延損害金は、同別紙中の「損害金（円）（円未満切捨）」欄及び「損害金合計（円）（円未満切捨）」欄記載のとおりである。

15 ウ 加えて、弁論の全趣旨によれば、原告は本件訴えの提起及び追行を訴訟代理人弁護士に委任したことが認められ、これに要した弁護士費用として、上記アの損害金元本の約1割に相当する957万円（平成26年度入札につき218万円、平成27年度入札につき739万円）は、本件個別調整行為と相当因果関係のある損害と認められる。

20 エ なお、被告セラケム及び被告クラレの主張中には、原告が支出した業務委託費のうち、消費税分については、仮払消費税として、原告が納めるべき消費税額の計算において差し引かれるのであるから、損害に含めるべきではない旨をいう部分がある。しかしながら、消費税の納付額の



計算に当たって、仮払消費税が仮受消費税から控除されるのは、最終消費者において消費税を負担することを目的とした税務上の処理の問題であって、原告は、現に、消費税分も含めて業務委託費を支出している以上、当該消費税分を損益相殺的に差し引いて損害を計算することは相当でなく、消費税として支払った額も含めて損害を算定するべきであると解される。被告セラケムらの上記主張は採用することができない。」

3 当審における当事者の主張について

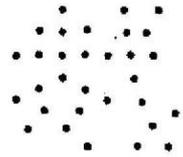
(1) 被告セラケムの不法行為の成否について

被告セラケムは、①被告セラケムの担当者の供述調書（甲17）には本件浄水場についての記載がなく、協力価格の伝達は、被告本町化学から窓口業者に対して直接された可能性があること、②契約先・代理店証明書の交付は、当該窓口業者が落札した場合の供給を約束するものに過ぎず、被告セラケムにおいて筑宝産業から再生業務を下請けすることも、入札前に決定していたか不明であることにつき主張するが、前記2(1)で述べたところに照らし、採用することができない。

(2) 被告クラレの不法行為の成否について

被告クラレは、被告クラレの不法行為については、本件各入札について、被告クラレを含む活性炭供給事業者らが本件基本合意の下に個別調整行為を行ったことに加え、入札に参加した全窓口業者による応札行為が、上記調整行為を受けて行われたものであることを主張立証する必要があるが、原判決は、後者につき、具体的な伝達方法等を認定しないまま、前者の存在自体から後者を推認しており、不当である旨を主張する。

しかしながら、前記2(1)で述べたところに照らせば、窓口業者に対する協力価格の伝達は、原則として15社経由で、例外的に被告本町化学から直接に、行われたものと認められ、それ以上に具体的な伝達方法の特定が必要とは解されない。被告クラレの上記主張は採用することができない。



(3) 原告の損害額について

損害に関する各当事者の主張については、前記2(3)で述べたとおりである。

第4 結論

1 総括

5 以上によれば、被告らは、原告に対し、共同不法行為に基づき、連帯して、次の金員の支払義務を負うものと認められる。

(1) 損害金元本 合計9572万1890円

平成26年度分： 2181万4272円

平成27年度分： 7390万7618円

10 (2) 弁護士費用 合計957万円

平成26年度分： 218万円

平成27年度分： 739万円

(3) 確定遅延損害金 合計205万5032円

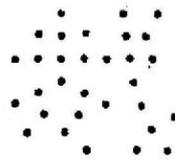
平成26年度分： 47万5427円

15 平成27年度分： 157万9605円

(4) 遅延損害金

平成26年度分の損害金元本及び弁護士費用合計2399万4272円に
対する平成27年5月29日から、平成27年度分の損害金元本及び弁護士費
用の合計8129万7618円に対する平成28年5月25日から、各支払済
みまで年5分の割合による遅延損害金。

20 2 原告の請求は、前記1の限度で理由があるからこれを認容し、その余はいずれも理由がないから棄却すべきであり、これと異なる原判決は一部失当である。よって、原告の控訴（平成27年度入札に係る認容額の増加）並びに被告本町化学及び被告クラレの附帯控訴（平成26年度入札に係る認容額の減少）に基づき、
25 原判決を変更することとして、主文のとおり判決する。



東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官



5

裁判官



10

裁判官



損害額元本(控訴審・認定)

1 落札価格

期間区分	本件各入札(①)		セラケムの離脱				談合終了後の期間		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		
年度(H-平成、R-令和)									
A 落札価格(1池当り) (税抜)	12,800,000円	12,950,000円	4,567,000円	3,104,000円	11,700,000円	11,700,000円	3,930,000円		
B 平均落札価格								7,767,750円	

2 想定落札価格

年度	落札価格 (A)	平均落札価格 (B)	加重平均割合	想定落札価格
H26年度	12,800,000円	7,767,750円	A4:B1	11,793,550円
H27年度	12,950,000円	7,767,750円	A2:B3	9,840,650円

2 損害割合

年度	落札価格 (①)	想定落札価格 (②)	差額(損害額) (③=①-②)	損害割合 (④=③÷①)
H26年度	12,800,000円	11,790,000円	1,010,000円	0.0789
H27年度	12,950,000円	9,840,000円	3,110,000円	0.2402

3 損害額(税込)

年度	委託業務番号	業務名	支払総額 (⑤)	損害割合 (④)	損害額 (⑥=⑤×④)
H26年度	鹿行上水委託原第26-30-404-6-009号	粒状活性炭再生業務委託	276,480,000円	7.89%	21,814,272円
H27年度	鹿行上水委託原第27-30-404-6-009号	粒状活性炭再生業務委託	307,692,000円	24.02%	73,907,618円
		計			95,721,890円

支払一覧(認定・控訴)

H26(2014)年度

	粒状	浄水場	支払日	支払額(円)	認容額(円)
1	H26	鹿島	2014/7/10	27,648,000	2,181,427
2	H26	鹿島	2014/7/15	27,648,000	2,181,427
3	H26	鹿島	2014/8/25	13,824,000	1,090,714
4	H26	鹿島	2014/9/30	13,824,000	1,090,714
5	H26	鹿島	2014/10/20	13,824,000	1,090,714
6	H26	鹿島	2014/11/28	41,472,000	3,272,141
7	H26	鹿島	2015/1/20	13,824,000	1,090,714
8	H26	鹿島	2015/1/23	13,824,000	1,090,714
9	H26	鹿島	2015/3/13	27,648,000	2,181,427
10	H26	鹿島	2015/3/31	27,648,000	2,181,427
11	H26	鹿島	2015/4/15	27,648,000	2,181,427
12	H26	鹿島	2015/5/29	27,648,000	2,181,427
	計			276,480,000	21,814,272

H27(2015)年度

	粒状	浄水場	支払日	支払額(円)	認容額(円)
1	H27	鹿島	2015/6/30	27,972,000	6,718,874
2	H27	鹿島	2015/8/31	13,986,000	3,359,437
3	H27	鹿島	2015/9/4	27,972,000	6,718,874
4	H27	鹿島	2015/9/30	27,972,000	6,718,874
5	H27	鹿島	2015/11/10	27,972,000	6,718,874
6	H27	鹿島	2015/12/18	27,972,000	6,718,874
7	H27	鹿島	2016/1/8	13,986,000	3,359,437
8	H27	鹿島	2016/1/29	27,972,000	6,718,874
9	H27	鹿島	2016/2/15	27,972,000	6,718,874
10	H27	鹿島	2016/3/25	41,958,000	10,078,312
11	H27	鹿島	2016/4/15	13,986,000	3,359,437
12	H27	鹿島	2016/5/25	27,972,000	6,718,874
	計			307,692,000	73,907,617

確定損害金(認定・控訴審)

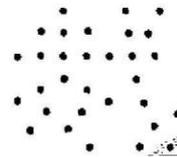
H26(2014)年度

	始期	終期	日数	請求額(円)	損害金(円) (円未満切捨)
1	2014/7/10	2015/5/28	323	2,181,427	96,520
2	2014/7/15	2015/5/28	318	2,181,427	95,026
3	2014/8/25	2015/5/28	277	1,090,714	41,387
4	2014/9/30	2015/5/28	241	1,090,714	36,008
5	2014/10/20	2015/5/28	221	1,090,714	33,020
6	2014/11/28	2015/5/28	182	3,272,141	81,579
7	2015/1/20	2015/5/28	129	1,090,714	19,274
8	2015/1/23	2015/5/28	126	1,090,714	18,826
9	2015/3/13	2015/5/28	77	2,181,427	23,009
10	2015/3/31	2015/5/28	59	2,181,427	17,630
11	2015/4/15	2015/5/28	44	2,181,427	13,148
12	2015/5/29			2,181,427	未定
合計				21,814,272	475,427

H27(2015)年度

	始期	終期	日数の内訳		認容額(円)	損害金(※)		損害金合計(円) (円未満切捨)
			①2015年	②2016年		①2015年	②2016年	
1	2015/6/30	2016/5/24	185	145	6,718,874	170,272.8	133,092.4	303,365
2	2015/8/31	2016/5/24	123	145	3,359,437	56,604.2	66,546.2	123,150
3	2015/9/4	2016/5/24	119	145	6,718,874	109,526.8	133,092.4	242,619
4	2015/9/30	2016/5/24	93	145	6,718,874	85,596.6	133,092.4	218,689
5	2015/11/10	2016/5/24	52	145	6,718,874	47,860.4	133,092.4	180,952
6	2015/12/18	2016/5/24	14	145	6,718,874	12,885.5	133,092.4	145,977
7	2016/1/8	2016/5/24	0	138	3,359,437	0	63,333.6	63,333
8	2016/1/29	2016/5/24	0	117	6,718,874	0	107,391.8	107,391
9	2016/2/15	2016/5/24	0	100	6,718,874	0	91,787.9	91,787
10	2016/3/25	2016/5/24	0	61	10,078,312	0	83,985.9	83,985
11	2016/4/15	2016/5/24	0	40	3,359,437	0	18,357.5	18,357
12	2016/5/25				6,718,874			未定
合計					73,907,617			1,579,605

※ 2015(H27)は1年365日の日割計算、2016(H28)は閏年のため1年366日の日割計算をした。



これは正本である。

令和7年12月10日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官

